

鶴岡市特別栽培農産物認証要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特別栽培農産物に係る新ガイドライン（平成4年10月施行食流3889号・平成16年4月改正実施総合950号 農林水産省指導通達）及び第2条第1項第1号、2号の基準（以下「ガイドライン等」という。）に基づいて鶴岡市で生産される農産物（以下「特別栽培農産物」という。）の認証等について、必要な事項を定めることにより、特別栽培農産物に係る生産組織及び産地の育成並びに流通の適正化を図り、もって鶴岡市農産物の生産振興に寄与することを目的とする。

(認証の対象)

第2条 認証の対象作物は、次の各号に掲げる特別栽培農産物とする。ただし、山形県が定める慣行栽培における標準使用基準数値が未確定の農産物は対象としない。

(1) 鶴岡市独自認証基準に基づく特別栽培農産物

① 鶴岡市独自認証特別栽培農産物Ⅰ型<略称:鶴岡Ⅰ型>

(ア) 前作物収穫後、有機的管理されたほ場で栽培された農産物

(イ) 節減対象農薬（除草剤）1成分回数以下で、無化学肥料で栽培された農産物

(ウ) (イ)の基準以外は、有機農産物の日本農林規格第4条(平成12年農林水産省告示第59号、平成29年3月27日最終改正)の基準に準ずる方法により生産された農産物をいう。

② 鶴岡市独自認証特別栽培農産物Ⅱ型<略称:鶴岡Ⅱ型>

(ア) 前作物収穫後、有機的管理されたほ場で栽培された農産物

(イ) 節減対象農薬（除草剤）3成分回数以下で、無化学肥料で栽培された農産物

(ウ) (イ)の基準以外は、有機農産物の日本農林規格第4条(平成12年農林水産省告示第59号、平成29年3月27日最終改正)の基準に準ずる方法により生産された農産物をいう。

(2) 鶴岡市独自認証基準に準じた特別栽培農産物

米以外の農産物（野菜等）で鶴岡Ⅰ型・Ⅱ型に準じて栽培された農産物

(3) 特別栽培農産物に係る新表示ガイドラインに基づく特別栽培農産物

土づくりなど特別栽培農産物の生産の原則に基づき、当該農産物について慣行的に行われている化学肥料窒素分量及び、節減対象農薬の成分・回数の双方を5割以下に減らした栽培方法により生産された農産物。

ただし、この場合はJAS有機農産物認証事業者（本市認証）又は、鶴岡Ⅰ・Ⅱ型と合わせて申請する場合に限るものとする。

2 特別栽培農産物のうち、米については、農産物検査法（昭和26年日法律第144号）第3条に基づく検査を受ける。

(認証の申請者)

第3条 認証を受けようとする者（以下「認証申請者」という。）は、鶴岡市内の生産者及び販売業者で次に定めるものとする。

(1) 第15条第2項の規定により、申請の対象者から除外されていないこと。

(2) 第16条第1項又は第2項の規定による認証登録の取消しを受けた日から、1年を経過していること。

(3) 市が認証する特別栽培農産物を販売しようとする販売業者（以下「販売者」という。）。

ただし、米に関しては主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第5条（平成6年12月14日法律第113号）に基づく登録販売者とする。

2 認証を申請する生産組織等における作型（ガイドライン）は、原則として同一のものとする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

3 認証申請者は、申請に当たって栽培管理・品質管理・出荷・販売・表示等の適正化を図るため、生産組織等にあつては次に規定する栽培責任者及び確認責任者を置く。また米の販売業者にあつては、次に規定する精米責任者及び精米確認者を置く。

自ら生産する特別栽培米を精米して販売しようとする生産組織等にあつては、栽培責任者、確認責任者、精米責任者及び精米確認者を置く。

(1)栽培責任者：生産組織等の品目部会や研究会を統括する生産者代表で、認証申請に係る農作物の適切な栽培管理を行う者をいう。ただし、第4項第1号の現場栽培責任者を置く場合にあつては、栽培管理の指導を行う者をいう。

(2)確認責任者：当該地域の農業に精通し技術的な指導力を有する者で、認証申請に係る農作物栽培の管理方法の調査、管理等に係る記録内容の確認及び栽培責任者による管理等についての指導を行う者をいう。ただし、第4項第2号の現場確認責任者を置く場合にあつては、調査、確認及び指導の統括を行う者をいう。また、確認内容の信頼性を高める上から、栽培責任者と同一でないこと。

(3)精米責任者：米の販売組織又は法人の精米業務を統括する実務者で、精米施設において原料である玄米をとう精する者をいう。

(4)精米確認者：米穀に関して一定の知識を有する者で、とう精の実績等の調査、実績等に係る記録内容の確認及び精米責任者によるとう精についての指導を行う者をいう。

4 認証申請者は、生産組織等の生産ほ場が広範囲にわたる場合、次の各号に定める者を置くことができる。

(1)現場栽培責任者：栽培責任者の指導のもとで認証申請に係る農作物の栽培管理を行う者をいう。

(2)現場確認責任者：確認責任者の統括のもとで認証申請に係る農作物の栽培管理方法の調査、管理等に係る記録内容の確認及び現場栽培責任者による管理等についての指導を行う者をいう。

（認証の申請）

第4条 認証申請者は、市長に対して認証申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 認証申請書の受付期間は、市長が別に定める。

（検査員、判定員及び事務局員）

第5条 認証申請の調査を行う者を、鶴岡市有機農産物認証制度業務規程第18条に規定する検査員及び事務局員（以下「検査員等」という。）とする。検査員等は、認証申請に係る書類内容及び実地栽培状況についての調査を実施し、その結果を市長に報告し、市長は書類検査の結果について、内容確認通知書（様式第11号）により申請者に通知する。

2 認証申請の判定を行う者を、鶴岡市有機農産物認証制度業務規程第18条に規定する判定員

とする。判定員は、認証申請に係る書類内容及び実地栽培状況についての調査報告書及び認証判定委員会での審議に基づき判定を行い、市長に具申する。

(認証判定委員会)

第6条 市長は、認証事業の客観性・透明性を維持するため、認証判定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、鶴岡市有機農産物認証制度業務規程第31条に規定する鶴岡市有機農産物認証判定委員会に置き換える。

委員会の委員は、必要に応じて、市長が追加指名することができる。

3 委員会は、市長の指示を受けて認証申請に係る書類及び実地調査結果の審議を行い、その結果を市長に具申する。

4 委員会は、前項の審査を行うにあたり、鶴岡市農業委員会、鶴岡市農業協同組合、庄内たがわ農業協同組合、庄内総合支庁その他の関係機関に指導支援を求めることができる。

(審査結果の通知)

第7条 市長は、第5条第2項の判定結果及び前条第3項の審議結果に基づき、認証申請の内容がガイドライン等に準拠していると認められる場合は、認証登録を行い、認証申請者に対して速やかに認証する旨を通知（様式第6号）する。

2 市長は、認証申請書の書類及び実地調査において、改善が必要と認める場合は、認証申請者に対し改善を求めることができる。

3 市長は、前条第3項の審議結果に基づき、認証申請の内容がガイドライン等に準拠していないと認められる場合は、認証申請者に対して速やかに認証しない旨をその理由を付して通知（様式第7号）する。

(認証申請の変更)

第8条 前条第1項に規定する認証登録を受けた者（以下「認証登録者」という）が、認証登録後において、申請内容と実績に不一致が生じた場合には、変更申請（様式第3号・3号の2）を速やかに提出する。

(認証の取り下げ)

第9条 認証申請者及び認証登録者は、申請内容がガイドライン等に準拠していないことが確認され、自ら申請を取り下げの場合は、速やかに市へ取り下げ申請（様式第4号）を提出する。

(認証シールの交付等)

第10条 市長は、ガイドライン等に準拠していると認められる認証登録者に対して速やかに認証シール交付書（様式第9号）を付して、認証シールを交付する。

2 認証シール交付後において、認証シールの追加が必要となった場合は、認証シール枚数変更申請書（様式第10号）を速やかに提出する。

(認証手数料)

第 11 条 認証申請者は、別表 1 のⅢに定める認証手数料を認証申請後に請求のあった日から 14 日以内に市に支払う。

(認証の表示)

第 12 条 認証の表示は、認証シールによるものとし、認証登録者は、認証された特別栽培農産物（以下「認証農産物」という。）の出荷及び販売を行う場合には、容器包装類に必ず認証シールを貼付しなければならない。

2 認証登録者は、前項に定める認証シールのほか、ガイドライン等に基づく表示も併せて、必ず貼付しなければならない。

3 認証登録者は、認証シールの適正な使用及び管理に努めるとともに、認証農産物以外のものに認証シールを貼付してはならない。

4 認証シールに係る経費は認証登録者が負担することとし、認証シールの交付後、請求があった日から 1 ヶ月以内に、別表 1 のⅣに定める経費を市に支払うものとする。

5 認証登録者は、使用しなかった認証シールがある場合又は第 16 条第 1 項もしくは第 2 項の規定により認証登録の取消しを受け、使用不可となった認証シールがある場合は、当該認証シールを市長に返納しなければならない。この場合、当該返納されたシールに係る経費は返金しない。

また、次年度も同じ品目を特別栽培農産物として認証登録を受ける場合は、残りのシールを継続使用できる。

(認証申請者及び認証登録者の責務)

第 13 条 認証申請者及び認証登録者は、ガイドライン等及びこの要綱を遵守するとともに、認証農産物の栽培管理・品質管理・出荷・販売・表示等を適正に行うよう努めなければならない。

(認証登録の有効期間)

第 14 条 認証登録の有効期間は、第 7 条第 1 項による登録を受けた日（以下「登録日」という。）から認証農産物の出荷及び販売を終了するまでとする。

(実績報告)

第 15 条 認証登録者は、認証農産物の生産、出荷及び販売の実績報告書（様式第 5 号）を出荷及び販売終了後 1 ヶ月以内に市長に提出しなければならない。ただし、認証登録をされた年の翌年 3 月末日までに出荷及び販売が完了しない場合は、その時点での中間実績報告書（様式第 5 号）を 4 月上旬まで提出する。

2 前々年度の実績報告書が未提出で、かつ前年度の中間実績報告書を提出していない認証登録者は、次年度その申請ができない。

(認証登録の取消し)

第 16 条 市長は、審査結果に基づき栽培管理の実施状況がガイドライン等に準拠していないと認められる場合は、当該認証登録者の認証登録を取り消すことができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合においても、当該認証登録者の認

証登録を取り消すことができる。

- (1) 認証シールを不正に使用した場合
 - (2) 正当な理由なく第7条の規定による市長の指示に従わなかった場合及び報告を怠った場合又は現地審査に応じなかった場合
 - (3) その他、認証制度に関して不正又は不適當な行為を行った場合
- 3 市長は、前2項の規定により認証登録を取り消した場合は、その者に通知（様式第7号）する。
- 4 第1項の規定により認証登録を取り消された者は、認証通知書及び認証シールを速やかに返納しなければならない。
- 5 第2項の規定により認証登録を取り消された者は、次に掲げる事項を履行しなければならない。
- (1) 認証農産物としての出荷及び販売の停止
 - (2) 既に出荷した認証農産物の回収
 - (3) 認証通知書及び未使用の認証シールの返納
 - (4) その他、市長が必要と認める事項
- 6 不正又は不適當な行為を行った生産者及び販売者は、出荷販売された農産物に対して全責任を負うものとし、市長に経過等の報告を行わなければならない。

（指示、報告及び検査）

- 第17条 市長は、この要綱の目的を達成するため必要と認めるときは、認証制度の厳守の徹底、農産物栽培管理方法、出荷及び販売方法の改善、その他必要な措置を講ずるよう認証登録者に指示することができる。
- 2 市長は、必要に応じて、認証申請者及び認証登録者に報告を求め、又は現地審査を実施することができる。

（書類の管理）

- 第18条 認証登録者は、実績報告後3年間認証に係る文書、記録等の関係書類を保管しなければならない。

（普及啓発）

- 第19条 市長は、関係団体とともに、認証に関して生産者、消費者、流通業者等に対して普及啓発に努める。

（その他）

- 第20条 この要綱に規定するもののほか、当該認証制度に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

I 認証対象品目（第 2 条関係）

- 1 農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」及び「鶴岡市独自認証特別栽培農産物認証基準」に基づいて、鶴岡市で栽培生産される全ての農産物とする。
- 2 山形県が定める慣行栽培における標準使用基準数値が未確定の農産物は対象としない。

II 申請者の要件（第 3 条関係）

- 1 市が認証する特別栽培農産物を販売しようとする販売業者。ただし、米に関しては主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第 5 条（平成 6 年 12 月 14 日法律第 113 号）に基づく登録販売者とする。
- 2 第 15 条第 2 項の規定による実績報告を提出していない者は申請できない。
- 3 第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による認証登録の取消しを受けた日から 1 年を経過していない者は申請できない。

III 認証手数料の額及び支払い方法（第 11 条関係）

- 1 手数料の額 ①基本面積 5.0ha まで 7,000 円
基本面積を超える分については 70 円/10a の加算
②現地審査が鶴岡市以外の場合は市の旅費規程による額を徴収する。
- 2 支払い方法 認証申請者は、認証申請後に認証手数料の請求のあった日から 14 日以内に、市長の指定する金融機関口座に振り込み鶴岡市に支払う。

IV 認証シールに係る経費の額及び支払い方法（第 12 条関係）

- 1 シールに係る経費の額 3 円/枚
- 2 支払い方法 認証申請者は、認証申請後に認証シール代金の請求のあった日から 1 ヶ月以内に、市長の指定する金融機関口座に振り込み鶴岡市に支払う。